

愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の市町村（以下「補助事業者」という。）が、住宅用地球温暖化対策設備を導入する者（以下「間接補助対象事業者」という。）に対し、その導入に対して助成する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が補助することにより、温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「住宅用地球温暖化対策設備」（以下「設備」という。）とは、別表1に掲げる設備をいう。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業者が行う補助対象事業のうち知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助基準額及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 本補助金は規則第4条による補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの期間の補助対象事業を交付の対象とする。

(申請手続)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書（様式第1）のとおりとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書（様式第2）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金補助対象事業計画変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における、補助目的を損なわない事業計画の細部の変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金補助対象事業実績報告書(様式第4)のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、交付決定の翌年度の4月5日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条により確定した補助金の額は愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の額の確定通知書(様式第5)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助対象事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

住宅用太陽光発電施設	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもの。(太陽電池の最大出力(構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)が50キロワット未満の設備に限る。)
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。
電気自動車等充電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。
太陽熱利用システム	太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部または蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの(以下「自然循環型」という。)又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの(以下「強制循環型」という。)
高性能外皮等	新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス※(以下「ZEH」という。)に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備(家庭用燃料電池システムを除く)及び換気設備をいう。
断熱窓改修工事	既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換(ガラス交換、カバー工法(既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。))及び建具交換(障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。))による断熱改修工事をいう。

※本要綱におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	間接補助対象事業者が設備の設置に要した経費に対し、補助事業者が補助するために要する経費。		
補助率	1 / 4 以内		
補助基準額	家庭用エネルギー管理システム	1 万円	
	家庭用燃料電池システム	10 万円	
	定置用リチウムイオン蓄電システム	40 万円	
	電気自動車等充給電設備	5 万円	
	太陽熱利用システム	自然循環型	1 万 6 千円
		強制循環型	4 万 8 千円
	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム）	(1) 戸建住宅 4 6 万 2 千 8 百円 (2) 集合住宅 5 4 万 2 千円	
	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備）	(1) 戸建住宅 1 1 万 2 千 8 百円 (2) 集合住宅 1 9 万 2 千円	
	一体的導入【ZEH】（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、高性能外皮等）	1 6 万 2 千 8 百円	
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、断熱窓改修工事）	1 2 万 2 千 8 百円		
補助金の額	<p>設備 1 基につき、次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額（百円未満切り捨て）を選定し、選定した額の合計を補助金の額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助基準額に補助率を乗じて得た額</p> <p>前記のほか、補助対象経費が 1 5 万円以上の定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「加算対象」という。）がある場合は、加算対象 1 基につき、次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額（百円未満切り捨て）を選定し、選定した額の合計を補助金の額に加算するものとする。</p> <p>(1) 加算対象の補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 加算上限額 1 0 万円</p>		